

令和4年第3回宮崎市議会（5月臨時会）

提出案件一覧

1 件数

議案	6件
報告	7件
合計	13件

2 内訳

（1）議案（6件）

- ①令和4年度補正予算に係る専決処分の報告・承認（1件） ⇒ 議案第58号
- ②条例案（3件） ⇒ 議案第59号～第61号
- ③条例の一部改正に係る専決処分の報告・承認（2件） ⇒ 議案第62号・第63号

（2）報告（7件）

- ①専決処分の報告（7件） ⇒ 報告第13号～第19号
 - ・ 議決事項の一部変更（1件）
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（6件）

3 議案の概要

議案第58号 「令和4年度宮崎市一般会計補正予算（第2号）」の専決処分について
【財政課（障がい福祉課、介護保険課、健康支援課）】

◇概要

新型コロナウイルス感染症に罹患した自宅療養者に対し、必要な薬剤を速やかに提供するため、日曜・祝日に業務を行う薬局を支援する「新型コロナウイルス感染症対応薬局支援事業」等の新型コロナウイルス感染症関連事業の実施に伴い予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

別添「令和4年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要（議案第58号）」のとおり

議案第59号から議案第61号まで 条例案（3件）

議案第59号 宮崎市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
改正について 【人事課】

◇提案理由

本市職員の期末手当の額の改定を踏まえ、議会の議員の期末手当の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

- 1 議会の議員の期末手当の額を年間で0.1月分引き下げ、6月及び12月の期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月（現行1.675月）とする。（第5条）
- 2 令和4年6月に議会の議員に支給する期末手当の額は、1の引下げ後の期末手当の額（基準額）から0.1月分（調整額）を減じた額とする。（附則第2項）

◇施行期日

公布の日

議案第60号 宮崎市常勤の特別職の給与に関する条例及び宮崎市教育長の給与等に関する条例の一部改正について 【人事課】

◇提案理由

宮崎市職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

- 1 宮崎市職員の給与に関する条例から引用している用語の改正を行う。（第5条）
- 2 令和4年6月に特別職（令和3年12月1日において宮崎市職員の給与に関する条例の適用を受けていた者に限る。）に支給する期末手当の額は、宮崎市常勤の特別職の給与に関する条例第5条第1項の規定により支給する期末手当の額（基準額）から、令和3年12月1日における次に掲げる職員の区分ごとに定める月数分（調整額）を減じた額とする。（附則第2項）

	令和3年12月1日における職員の区分		
	常勤の職員	再任用職員	特定任期付職員
令和4年6月に調整する額	0.15月分	0.1月分	0.1月分

◇施行期日

公布の日

議案第61号 宮崎市職員の給与に関する条例及び宮崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 【人事課】

◇提案理由

国家公務員の給与に関する人事院の勧告を踏まえ、本市職員の期末手当の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

1 常勤の職員、再任用職員及び特定任期付職員（以下「常勤の職員等」という。）の期末手当の額を、次のとおり常勤の職員にあっては年間で0.15月分、再任用職員及び特定任期付職員にあっては年間で0.1月分引き下げる。

引下げ後の6月及び12月のそれぞれの期末手当の支給割合は、常勤の職員にあっては1.2月（現行1.275月）、再任用職員にあっては0.675月（現行0.725月）、特定任期付職員にあっては1.625月（現行1.675月）とする。

	改正後			現行		
	常勤の職員	再任用職員	特定任期付職員	常勤の職員	再任用職員	特定任期付職員
6月期末手当の支給割合	1.2月	0.675月	1.625月	1.275月	0.725月	1.675月
12月期末手当の支給割合	1.2月	0.675月	1.625月	1.275月	0.725月	1.675月
合計	2.4月	1.35月	3.25月	2.55月	1.45月	3.35月

2 令和4年6月に常勤の職員等に支給する期末手当の額は、1の引下げ後の期末手当の額（基準額）から、令和3年12月1日における次に掲げる職員（宮崎市職員の給与に関する条例の適用を受ける者をいう。）の区分ごとに定める月数分（調整額）を減じた額とする。（附則第2項）

	令和3年12月1日における職員の区分		
	常勤の職員	再任用職員	特定任期付職員
令和4年6月に調整する額	0.15月分	0.1月分	0.1月分

◇施行期日

公布の日

議案第62号・議案第63号 条例の一部改正に係る専決処分の報告・承認について

議案第62号 「宮崎市税条例の一部を改正する条例」の専決処分について

【納税管理課】

◇概要

地方税法等の一部改正（令和4年3月31日公布・同年4月1日施行）に伴い、「宮崎市税条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置に関する改正（附則第12条、19条）

令和4年度限りの措置として、商業地等の令和4年度の課税標準額は、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行5%）を加算した額とする。

◇施行期日

令和4年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第63号 「宮崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の専決処分について

【国保年金課】

◇概要

地方税法施行令の一部改正（令和4年3月31日公布・同年4月1日施行）に伴い、「宮崎市国民健康保険税条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 課税限度額の改定（第2条）

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円（現行63万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円（現行19万円）に引き上げる。

◇施行期日

令和4年4月1日（経過措置の規定あり）

4 報告の概要

報告第13号から報告第19号まで 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約）

報告第13号 専決処分の報告について

【契約課（道路維持課）】

◇概要

令和3年9月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

- 「3 契約の金額 253,000,000円」を
- 「3 契約の金額 260,813,583円」に変更する。
- (7,813,583円の増額)

◇変更理由

・支承交換工事に伴う増額変更について

当初、橋桁のジャッキアップに係る既設桁下面の調整は必要ないものと想定していたが、工事施工時において、既設桁下面の仕上がりが均一ではなく、ジャッキアップ時に偏荷重が発生するおそれがあることが判明し、その対策として鋼板による調整を行う必要が生じたため。

・仮設道路築造に伴う増額変更について

仮設道路築造のための伐開作業に係る草木の運搬処分量については、伐開作業後に確定することとしていたが、伐開作業の結果、運搬処分量が明確となり、その費用を計上する必要が生じたため。

・その他工事に伴う主な変更について

既設支承の塗膜に鉛が含まれていることが判明し、適切な処分を行う必要が生じたため。

また、橋脚上部の滞水による支承の腐食防止を目的に、支承周りの塗膜防水工を行う必要が生じたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和3年9月定例会 議案第157号）

- | | | |
|---|--------|---------------------------------|
| 1 | 工事名 | 高松橋改修工事（1工区但し支承交換工） |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 253,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | オリエンタル白石・大和開発・ダイニチ開発特定建設工事共同企業体 |

(2) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

報告第14号から報告第19号まで 専決処分の報告について

【報告第14号】	【障がい福祉課】
《事故の概要》	市の軽自動車相手方の駐車場の車止めのポールに接触し、ポールの破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年10月8日
《事故の場所》	宮崎市中村東3丁目3番15号 プチメゾン大淀駐車場内
《損害賠償額》	損害に係る賠償 104,500円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第15号】	【道路維持課】
《事故の概要》	市が前年度点検において把握していた車道部路肩の腐食欠損したグレーチングに、相手方が運転する自転車の後輪が落ち、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和2年4月27日
《事故の場所》	宮崎市原町36番北側道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 14,872円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市80%、相手方20%
【報告第16号】	【道路維持課】
《事故の概要》	借受人の運転する相手方の普通自動車が道路の破損部分に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年8月22日
《事故の場所》	宮崎市日ノ出町236番先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 184,613円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市50%、相手方50%
【報告第17号】	【道路維持課】
《事故の概要》	相手方の普通自動車が路面と側溝の段差に接触し、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年10月1日
《事故の場所》	宮崎市青島2丁目3番10号北側道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 105,000円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第18号】	【道路維持課】
《事故の概要》	対向車を避けようとした相手方の普通自動車が、路面から出ていたコンクリート製の暗渠に接触し、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年10月29日
《事故の場所》	宮崎市大字加江田字嶺崎4898番3先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 100,895円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市90%、相手方10%

【報告第19号】

【道路維持課】

《事故の概要》 相手方の普通自動車が道路の破損部分に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 令和4年1月3日

《事故の場所》 宮崎市池内町楠木4082番先道路上

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 220,000円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市50%、相手方50%